

「東御市人権施策の基本方針・基本計画(第4回改定)(素案)」に関する パブリックコメント実施要領

本市では、平成16年12月に「東御市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、同和問題、こども、女性、障がい者及び高齢者等の人権に関する問題についての取り組みや、差別のない人権が尊重されるまちづくりを進めています。

平成18年2月には人権施策の総合的な推進を図るため、「東御市人権施策の基本方針・基本計画」を策定しました。

その後、本計画は社会情勢や市民の意識調査の結果を踏まえながら、概ね5年毎に見直しを重ね、これまでに3回の改定を行いました。今年度は、4回目の改定を行います。

この基本方針・基本計画の改定にあたり、市民の皆さまの意見を募集します。

【閲覧・配布機関及び意見募集期間】

令和7年12月10日（水）～令和8年1月8日（木）

【閲覧・配布場所および時間】

場所：市役所市民ラウンジ、中央公民館2階、北御牧公民館、総合福祉センター1階、

滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター

時間：各施設の開館時間に準じます。

【意見を提出できる方】

- ・市内在住、在勤、在学の方
- ・市内に事務所、事業所等を有する個人または法人
- ・上記パブリックコメントに係る事案に利害関係を有する者

【意見の提出方法】

閲覧・配布場所または市ホームページにある所定の用紙に、住所、氏名、電話番号、ご意見等をご記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

- ①閲覧・配布場所に設置してある投書箱へ投かん
- ②郵送、FAX、Eメールでの提出
- ③担当窓口へ直接持参
- ④ながの電子申サービスによる提出

【意見の取り扱い】

提出いただいたご意見は、素案見直しの参考にさせていただくとともに、意見に対する市の考え方を市ホームページに公表します。なお、個別には回答しませんのでご了承ください。

【提出・問い合わせ先】

人権同和政策課 人権同和政策係

TEL：0268-64-5902 FAX：0268-64-5011 e-mail：jinken-douwa@city.tomi.nagano.jp